



2022年8月10日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新美輝夫  
(コード番号：6072 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 玉城均  
(TEL. 03-6265-1834)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、主要な変更箇所は下線で示しております。

#### 記

- 1 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
  - (2) 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
  - (3) 監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。  
監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - (4) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
  - (5) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- 2 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
  - (2) 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- 3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

- 4 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - (2) 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
  
- 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1) 前各号における施策は、当社グループの業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。
  - (2) 事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議及び報告を求める。
  - (3) グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業績及び財務の状況については定期的に、その他重要な事項については都度遅滞なく報告する。
  - (4) 内部監査人は、必要に応じてグループ会社を監査する。
  
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。
  
- 7 監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - (2) 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
  - (3) 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
  - (4) 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。
  
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。内部監査人及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  
- 9 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、経理諸規程を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

以上